

参考資料

1 用語解説

【あ行】

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的力をつけること。

【さ行】

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要や嫌がらせを繰り返したりして相手に精神的・肉体的な被害を与えること。ストーカー：忍びよる者(英 stalker)。

性的マイノリティ(LGBT 等)

性同一性障害(「体の性」と「こころの性」が一致しない状態)の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人(性分化疾患)などのこと。日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦痛を感じ、生きづらいている者がいる。

性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的業務」といった、性別を理由として役割を固定的に考えること。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

総合計画

地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針とする計画。

【た行】

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

【は行】

ハラスメント

嫌がらせや、いじめのこと。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる又は雇用不安を与えること。

ポジティブ・アクション

男女労働者間の格差を解消して、働く意欲と能力がある女性の活躍を推進するために企業が自主的に行う取組みのこと。

【ま行】**マタニティ・ハラスメント**

妊娠や出産をした仕事を持つ女性が、職場で嫌がらせを受けたり、異動・降格・減給・自主退職の強要・雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。

メディア・リテラシー

情報を伝達するインターネットやテレビなどの媒体(メディア)が伝える情報を理解、または見極める能力のこと。

【ら行】**ライフ・スタイル**

生活の営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフ・ステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して権利として捉えようという概念。

今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関することなどの幅広い課題が含まれている。

リベンジ・ポルノ

付き合っていた異性の性的な画像などを復讐の目的でインターネット上に流出・拡散させる行為のこと。

【わ行】**ワーク・ライフ・バランス**

年齢や性別にかかわらず誰もが、人生の各段階において、やりがいや充実感を感じながらワーク(仕事)とライフ(家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動)を調和させた多様な生き方のこと。

2 計画策定の経緯

平成30年	会議等の名称	検討・審議内容
10月	男女共同参画に関する意識調査	◆男女それぞれ1,000人の方（合計2,000人）を無作為に抽出し、協力を依頼
平成31年		
3月 11日	第1回男女共同参画審議会	◆諮問 ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
3月 26日	本宮市議会全員協議会	◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
4月 5日	第2回男女共同参画審議会	◆計画案の審議
4月 11日	パブリック・コメント	◆4月11日～5月8日までパブリック・コメントを実施（意見提出者 なし）
令和元年		
6月 3日	第3回男女共同参画審議会	◆計画案の審議 ◆答申案の審議
6月 3日	市長への答申	
6月	計画の策定	

3 本宮市男女共同参画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等	役職名	氏名	所属団体等
会長	石井 清	本宮市区長会連絡協議会 副会長	委員	三瓶 広子	本宮市商工会女性部 副部長
副会長	遠藤恵美子	本宮市女性団体連絡協議会 会長	委員	田中美代子	本宮市女性消防協力隊 隊長
委員	中村 宮	本宮市社会福祉協議会 会長	委員	阿部 祐介	福島県 男女共生センター
委員	石塚 浩子	NPO 法人 本宮いどぼた会 副理事長	委員	根本 幸子	人権擁護委員
委員	金成 智子	本宮市小中学校校長会 白沢中学校長	委員	庄司 一郎	一般公募委員
委員	岡田 祐策	本宮市工業等団地立地企業連絡会 会長	委員	川口 弘	一般公募委員

※敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による

4 諮問・答申

◆諮問文

31 生 第 93 号
平成31年 3月11日

本宮市男女共同参画審議会長 様

本宮市長 高松 義行

本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本宮市男女共同参画推進条例（平成19年本宮市条例第9号）第10条第2項の規定に基づき、本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

◆答申文

令和元年6月3日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市男女共同参画審議会
会長 石井 清

本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について（答申）

平成31年3月11日付け31生第93号「本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について」により諮問のあった件について、別冊のとおり答申します。

5 関係法令

●男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報

の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた

識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同

参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

●本宮市男女共同参画推進条例

(平成19年1月1日条例第9号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第22条)

第3章 本宮市男女共同参画審議会(第23条—第26条)

第4章 雑則(第27条)

附則

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。

本宮市においても、男女が固定的な役割分担にとらわれず、共に十分な能力を発揮できる社会の実現を目指し取り組んでいる。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、地域社会のあらゆる分野において、男女の実質的な平等が達成されていない状況にある。

さらに、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などの社会経済環境の急激な変化への対応や住民参加によるまちづくりが求められる中、豊かで活力ある本宮市を築いていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することのできる社会を形成していくことが重要である。

このような認識に立ち、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本宮市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的

かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。

(5) 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組が推進されること。

(6) 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。

(7) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

(8) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)との協働並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければなら

ない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女がその事業活動へ対等に参画する機会を確保するとともに、事業活動と家庭等における活動を両立することができる環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を考慮し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次

に掲げる表現を使用しないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現

(2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、本宮市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(市民等の理解を深める措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解が深められるよう広報活動その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画を推進するための自主的な活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の決定過程への共同参画の推進)

第13条 市は、市の政策の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女が共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立への支援)

第14条 市は、家庭生活における男女共同参画の意識を高め、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者からの報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、事業活動における男女共同参画の推進の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(事業者の表彰等)

第16条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し、公表するものとする。

(自営業の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、農業、商工業その他の自営業に従事する女性が、主体的にその能力を発揮し、対等な構成員として、方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育の充実)

第18条 市は、男女共同参画への理解を深めるため、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育の充実が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置への支援)

第19条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、市民等と協力して積極的改善措置が講じられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(苦情等の申出及び処理)

第21条 市民等は、次に掲げる苦情又は相談があ

るときは、市長に申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女共同参画に関する施策
又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと
認められる施策に対する苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共
同参画の推進を阻害する要因により人権が
侵害されたことについての相談

2 市は、前項に規定する苦情又は相談を受けた
ときは、関係機関等と連携をとり、適切な措置
を講じるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第22条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関
する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 本宮市男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進について、市長の
諮問に応じ、調査審議するため、本宮市男女共
同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、次に掲げる事項について調
査審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的事項
及び重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と
認める事項について、市長に意見を述べること
ができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女
のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の
10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当
と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の組
織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例
の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の
本宮町男女共同参画推進条例(平成18年本宮
町条例第20号)の規定によりなされた手続そ
の他の行為は、この条例の相当規定によりなさ
れた手続その他の行為とみなす。

●本宮市男女共同参画審議会規則

(平成19年4月1日規則第151号)

(趣旨)

第1条 この規則は、本宮市男女共同参画推進条例(平成19年本宮市条例第9号)第26条の規定に基づき、本宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月6日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

●本宮市男女共同参画推進本部設置要綱
(平成19年4月1日訓令第89号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、本宮市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部には、本部長及び副本部長2人を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部の会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の会議において協議する事項その他の男女共同参画の推進に関する事項について協議又は調整を行う。
- 3 幹事会は、市民部長及び別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、市民部長をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等の職員に対し、会議に出席することを要請することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、男女共同参画の推進に関する事項について、必要な調査、研究等を行う。
- 3 ワーキンググループは、生活環境課長及び本部長が指定する課等の職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに主任を置き、生活環境課長をもって充てる。
- 5 主任は、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。
- 6 主任は、必要があると認めるときは、関係課等の職員に対し、会議に出席することを要請することができる。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及びワーキンググループの庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月6日訓令第30号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月19日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月11日訓令第26号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第5号)

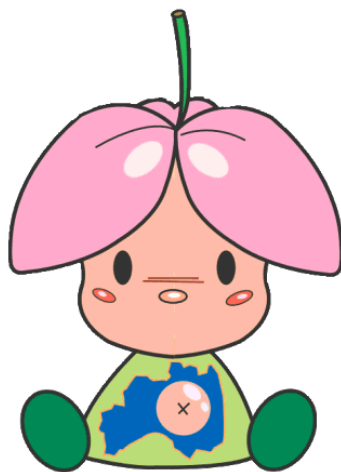
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長
副市長
教育長
総務部長
市長公室長
市民部長
保健福祉部長
産業部長
建設部長
白沢総合支所長
会計管理者
議会事務局長
教育部長

別表第2(第5条関係)

総務部	総務課長
市長公室	政策推進課長 秘書広報課長
市民部	生活環境課長
保健福祉部	高齢福祉課長 子ども福祉課長 保健課長
産業部	商工観光課長 農政課長
教育委員会	幼保学校課長 生涯学習センター長



本宮市イメージキャラクター

まゆみちゃん

本宮市第2次男女共同参画基本計画

令和元年6月

発行 本宮市 市民部 生活環境課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212

TEL : 0243-24-5361 (直通)

FAX : 0243-34-3138
